

## ～はじめにお読みください～

## 【重要なお知らせ】

令和2年4月1日以降の提出分から**副本が不要**となり**全書式各1部提出のみ**となりました。控えが必要な場合はあらかじめコピーを取っておいてください。なお現在、メールやFAX等で書類の事前確認の後、郵送にてご提出いただいております。受付印を押印した控えの送付をご希望の場合は、控え送付用書類と返信用封筒(必要な額の切手を貼付したもの)を**必ず同封してください。**返信用封筒の同封がない場合、返信等の対応は一切いたしませんので、ご注意ください。

【1】シートは全部で9シートあります。前画面の「●記入例(PDF)」を参考に作成してください。

シート	内容	変更内容	法人事務所					個人事務所		
			登録申請者	役員	管理建築士	所在地	名称	管理建築士	所在地	名称
シート 1	はじめに	⇒ 提出必要該当項目								
シート 2	提出書類一覧表(その他必要添付書類をご確認ください。)									
シート 3	登録事項変更届		○	○	○	○	○	○	○	○
シート 4	役員名簿(第三面)・誓約書(登録申請者)		○	○						
シート 5	略歴書(登録申請者)		○							
シート 6	略歴書・誓約書(管理建築士)				○			○		
シート 7	写真(カラー)・付近見取図					○			○	
シート 8	所在地確認書					○			○	
シート 9	役員名簿(第三面)追加入力用(※必要に応じてご使用ください)		※	※						

☆シート2の「提出書類一覧表」を必ずご確認のうえ、該当する**その他必要添付書類**と一緒にご提出ください。

## 【2】入力について

- (1) 各書式毎に、入力が必要な項目は、テーマの色が黄色になっています。
- (2) 選択項目は、プルダウンメニューを設定しています(セルを選択すると▼マークが出ます)ので、表示される選択項目から選んでください。
- (3) その他のセルには、必要事項を直接入力してください。
- (4) ひとつのセル内で複数行入力する場合は、[Altキー]を押しながら[Enterキー]で改行できます。
- (5) 入力は、「シート3.登録事項変更届」から順に進んでください。また、各提出必要書式の上から順に入力してください。
- (6) 重複する項目は、入力データを自動で貼り付けるよう設定していますので、上記の順で入力してください。

## 【3】提出について

- (7) 変更事項が複数の場合、重複する書類は1部提出で構いません。

☆ 受付時間 9:00～12:00, 13:00～16:30 (時間厳守) ☆  
土・日・祝日・盆休み(8月13日～16日)・年末年始(12月29日～1月3日)は  
当協会休業日のため、受付をしておりませんのでご注意ください。

〒700-0824  
岡山市北区内山下1丁目3-19  
(一社)岡山県建築士事務所協会  
電話 (086) 231-3479  
FAX (086) 231-4575

## ～ 建築士事務所登録変更届に必要なとする書類 ～

赤文字がその他必要添付書類です。黒文字は各シートの書式を使用し作成してください。

### ■ 登録申請者変更 ※法人事務所のみ該当【注意(1)】

- ① 建築士事務所登録事項変更届
- ② 役員名簿（第三面）
- ③ 登録申請者用誓約書（ハ）
- ④ 略歴書（ロ）
- ⑤ 法人登記簿謄本

（履歴事項全部証明書 直近3ヶ月以内の原本）

### ■ 役員変更 ※法人事務所のみ該当

- ① 建築士事務所登録事項変更届
- ② 役員名簿（第三面）
- ③ 登録申請者用誓約書（ハ）

※③は役員就任の場合必要です。退任のみの場合不要です。

### ④ 法人登記簿謄本

（履歴事項全部証明書 直近3ヶ月以内の原本）

### ■ 管理建築士の変更 【注意(2)】

- ① 建築士事務所登録事項変更届
- ② 略歴書（ロ）
- ③ 管理建築士の専任誓約書
- ④ 管理建築士の健康保険証の写し又は辞令の写し等、専任性の確認ができるもの
- ⑤ 建築士免許証又は建築士免許証明書の写し
- ⑥ 管理建築士講習修了証の写し
- ⑦ 建築士定期講習修了証の写し
- ⑧ 所属建築士変更届（必要に応じて）

### ■ 所在地の変更

- ① 建築士事務所登録事項変更届
- ② 建築士事務所外部、内部及び標識の写真  
※外部の写真は建物の全景を写す  
※内部の写真は設計室全景とキャド画面、ドラフター等を必ず写す
- ③ 建築士事務所の付近見取図（手書き可）
- ④ 所在地確認書
- ⑤ 法人登記簿謄本 ※法人事務所のみ必要

（履歴事項全部証明書 直近3ヶ月以内の原本）

### ■ 名称の変更

- ① 建築士事務所登録事項変更届
- ② 法人登記簿謄本 ※法人事務所のみ必要

（履歴事項全部証明書 直近3ヶ月以内の原本）

#### 【注意】

- (1) 個人事務所の場合、登録申請者の変更はできません。  
廃業となり、別の登録申請者で新規登録申請が必要です。
- (2) 管理建築士の免許の種別が変わる場合、変更ではありません。  
廃業⇒新規登録となります。但し一級建築士が二級建築士事務所の管理建築士に就任することは可能です。
- (3) 変更事項が複数、または、更新申請と同時に提出の場合、  
重複する提出書類は1部で構いません。

局長	係	担当

下記の変更届について登録してよろしいか

# 建築士事務所登録事項変更届

令和 年 月 日

指定事務所登録機関  
(一社)岡山県建築士事務所協会会長 殿

建築士事務所名

〒 —

所在地

開設者氏名 (法人名)  
(代表者職氏名)

年 月 日付、岡山県知事登録第 号  
(一級・二級・木造)建築士事務所の登録事項(建築士事務所の名称・  
建築士事務所の所在地・登録申請者・役員・管理建築士)の変更が  
ありましたので建築士法第23条5の規定により下記のとおりお届けします。

## 記

ふりがな	
変更前	
	TEL — —
ふりがな	
変更後	
	変更年月日 年 月 日 TEL

※該当の登録事項を○で囲んでください。



添付書類(口)

# 略 歴 書

- 登録申請者
- 管理建築士

〔記入注意〕

- 1 職歴の欄は、最近のものから順次記入してください。
- 2 勤務先の欄は、自家営業の場合は「自営」、無職の場合は「無職」と記入してください。
- 3 □のある欄は、該当する□を■に塗りつぶしてください。
- 4 年月日は、和暦(昭和・平成・令和)で記入してください。

(1部提出)

ふりがな		生年月日	年 月 日
氏名			
建築士の資格	<input type="checkbox"/> 一級建築士 <input type="checkbox"/> 二級建築士 <input type="checkbox"/> 木造建築士 <input type="checkbox"/> なし	登録番号	
		登録を受けた都道府県名 (二級建築士又は木造建築士の場合)	
学 歴	年 月	学校名及び学科名	卒業・修了・中退の別
	年 月		
職 歴	期 間 年月～年月	勤務先	地位・職名
現住所 〒			



## 誓約書

(1部提出)

登録申請者(営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。)及び登録申請者が法人である場合における当該法人の役員を含む。)が下記のいずれにも該当しないことを誓約します。

令和 年 月 日

登録申請者の  
氏名又は名称

指定事務所登録機関  
(一社)岡山県建築士事務所協会会長 殿

### 記

- 1 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- 3 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- 4 建築士法第9条第1項第4号又は第10条第1項の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過しない者
- 5 建築士法第26条第1項又は第2項の規定により建築士事務所について登録を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過しない者(当該登録を取り消された者が法人である場合においては、その取消の原因となつた事実があつた日以前1年以内にその法人の役員であつた者でその取消の日から起算して5年を経過しないもの)
- 6 建築士法第26条第2項の規定により建築士事務所の閉鎖の命令を受け、その閉鎖の期間が経過しない者(当該命令を受けた者が法人である場合においては、当該命令の原因となつた事実があつた日以前1年以内にその法人の役員であつた者でその閉鎖の期間が経過しないもの)
- 7 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(第九号において「暴力団員等」という。)
- 8 精神の機能の障害により建築士事務所の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- 9 暴力団員等がその事業活動を支配する者
- 10 建築士事務所について建築士法第24条第1項及び第2項に規定する要件を欠く者
- 11 禁錮以上の刑に処せられた者(2に該当する者を除く。)
- 12 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築物に関し罪を犯して罰金の刑に処せられた者(3に該当する者を除く。)

### [記入注意]

- 1 登録申請者が法人である場合には、法人の代表者の氏名を併せて記載してください。
- 2 2から9まで、11又は12のいずれかに該当するときは、該当事項を抹消し、かつ、上欄にその事実をできるだけ詳細に記入してください。

## 誓約書

私は \_\_\_\_\_ の管理建築士として  
専任することを誓約します。

令和 年 月 日

( ) 登録 第 号

住所

氏名  
\_\_\_\_\_

指定事務所登録機関  
(一社)岡山県建築士事務所協会会長 殿

## 建築士事務所の写真

建築士事務所名称	
外部 (建物の外観)	写真貼付
内部 (設計室のCAD、 製図機械等を入れ、 室内全景を写す。)	写真貼付
登録標識 (記載文字が 識別できるよう 大きく写す。)	写真貼付

※デジタル写真可。(カラー)



# 建築士事務所の付近見取図

建築士事務所名称	
<p>北</p> 	